浜田市新型コロナウイルス感染症対策浜田港国際コンテナ航路利用事業者支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により浜田港の国際コンテナ航路の海上運賃（以下「海上運賃」という。）の上昇の影響を受けた者に対し、海上運賃の一部を補助することにより、その者の物流コストの軽減を図ることにより事業の継続を支援し、もって浜田港における継続的かつ安定的なコンテナ航路の維持を目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事務所又は事業所を有し、浜田港の国際コンテナ航路を利用したもののうち、浜田港振興会の浜田港新型コロナ緊急対策支援事業補助金（以下「浜田港振興会補助金」という。）の交付を受けるものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者を除く。

（補助金額等）

第3条　補助金の額は、上期にあっては令和4年4月1日から令和4年9月30日まで、下期にあっては令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に取り扱ったコンテナ貨物に係る、1ＴＥＵ当たりの前々年同月比（前々年同月と比較することができない月については、上期にあっては令和2年4月1日から令和2年9月30日に、下期にあっては令和2年10月1日から令和3年3月31日の間に取り扱ったコンテナ貨物に係る平均との比較）による海上運賃の上昇額から、交付を受ける浜田港振興会補助金の額を控除した額とする。ただし、次の表の左欄に掲げるコンテナ貨物の区分及び同表の右欄に掲げる国際コンテナ航路の相手国の区分に応じ、1ＴＥＵにつきそれぞれ同表に定める額を限度とし、1補助対象者につき300万円を限度とする。

|  |  |
| --- | --- |
| コンテナ貨物の区分 | 国際コンテナ航路の相手国の区分 |
| 韓国 | 中国 | その他 |
| ドライコンテナ貨物 | 5,000円 | 2万5,000円 | 3万円 |
| リーファーコンテナ貨物 | 1万円 | 5万円 | 6万円 |

2 　前項の補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請等）

第4条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策浜田港国際コンテナ航路利用事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、上期分にあっては令和4年11月30日までに、下期分にあっては令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

⑴　誓約書（様式第2号）

⑵　海上運賃の上昇額が確認できる書類の原本又は写し

⑶　事務所又は事業所が市内所在地にあることを確認できる書類の写し

⑷　船荷証券の写し

⑸　輸出入当事者と、申請者が異なる場合はその取引関係を明らかにする書類の写し

⑹　その他市長が適当と認める書類

（交付額の決定等）

第5条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、新型コロナウイルス感染症対策浜田港国際コンテナ航路利用事業者支援事業補助金決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第6条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

附　則

（施行期日）

1 　この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 　改正後の要綱は、令和4年度分の補助金について適用し、令和3年度分までの補助金については、なお従前の例による。